

(法第10条第1項第2号ロ関係) 記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

(※役員が就任を承諾し、宣誓した日付を記載してください。)

(※基本的には、設立総会の日等になります。)

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 御中

(※法人の名称は、定款に記載した名称のとおりに記載してください。)

(※宛先は、法人です。高松市長ではありません。原本は法人で保管しコピーを提出してください。)

就任承諾及び宣誓書

住所又は居所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 〇〇 〇〇

(※住所又は居所は、住民票等に記載されたものと一致させください。

住民票に記載がある場合は、ハイフン等で略さず〇丁目〇番地〇番マンション名〇号まで記載してください。)

(※役員(理事及び監事)全員分が必要です。)

(※本人が署名した場合は、押印は省略できます。)

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の{ 理事
監事 }に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動
促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓います。

(※就任する役名の区分を明確にしてください。)

(留意事項)

- 1 法第15条の規定により、特定非営利活動法人には、役員として理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。
- 2 法第20条（役員の欠格事項）の規定により、次の各号のいずれかに該当する者は、法人の役員になることができません。
 - (1) 破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (3) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (4) 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (5) 第43条の規定により設立の認証を取り消された法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
 - (6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- 3 法第21条（役員の親族等の排除）の規定により、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならず、また、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてもいけません。※
- 4 この書類は、各役員になる者が、設立代表者に対し、法人の役員に就任することを承諾するとともに、役員の欠格事項に該当せず、役員の親族の排除規定に違反しないことを宣誓する旨のものです。
- 5 役員（理事及び監事）全員分の謄本（コピー）を提出し、原本は法人が保管してください。なお、この書類は、登記所における登記の際にも必要となります。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。
- 7 就任する役名（理事又は監事）を明示してください。
- 8 「住所又は居所」の欄は、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書により証される住所又は居所を記載してください。

※（役員総数5人以下の場合）配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない。

（役員総数6人以上の場合）配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい。